

糸満市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条―第6条）
- 第3章 市民と議会の関係（第7条―第11条）
- 第4章 議会と市長等との関係（第12条―第16条）
- 第5章 議員間討議による合意形成（第17条・第18条）
- 第6章 緊急事態への対応（第19条）
- 第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第20条―第24条）
- 第8章 議員の政治倫理等（第25条―第28条）
- 第9章 最高規範性及び見直し手続（第29条・第30条）

附則

糸満市は、沖縄本島最南端に位置し南は太平洋、西は東シナ海に面し、県下においても自然豊かな海岸線を有している。戦後、糸満町、兼城村、高嶺村、三和村の一町三村が合併した後、1971年（昭和46年）に市制を施行した。これまで第4次に至る埋立事業により市域の拡大を図るとともに工業地域や住宅地が整備され、大きな変貌を遂げ南部の中核都市として発展してきた。

古の琉球南山王国の拠点として独自の歴史を歩み旧暦文化を色濃く残した本市は「うみんちゅ」（漁師）のまちとして全国に名を馳せている。また県内屈指の農地面積を有した農業のまちでもある。去る大戦では、沖縄戦終えんの地となったため、市内には数多くの慰霊塔・碑が建立されており、世界に向けて恒久平和をアピールする発信地となっている。

このような歴史を踏まえ、「ひかり・みどり・いのりのまち」を基本理念に掲げ、まちの発展、環境と伝統や文化が息づく海幸・陸幸（うみさち・おかさち）の風格あるまちづくりを進めている。

糸満市議会は、市制施行と同時に誕生し立法機関としての役割を担ってきた。昨今、地方議会をめぐる状況は、1995年に地方分権推進法、2000年に地方分権一括法が相次いで施行され地方分権改革が大きな流れとなり日本国憲法に基づく二代表制の一層の充実・強化が求められている。二代表制における議会の役割とは、議会と市長とが独立・対等な立場に立ち、議会が市政に対する監視機能とともに積極的な政策提言・立案を行うことである。

今日、市民の多種多様化した行政ニーズに応え、信頼を高めていくためには、議会機能の充実・拡充と情報公開の徹底、市民との連携強化を推し進めていかなければならない。

そのためには、常に市民の側に立ち、議員個人の立場や会派にとらわれずに議員間の自由闊達な政策討議が行われ、積極的かつ継続的に議会改革を実施していくことが重要である。

よって、糸満市議会は、議会と議員が果たすべき役割を明確にするために地方自治の本旨に基づき、市民の負託に応え、市民生活の安定及び福祉の向上並びに市政の発展を誓い、本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制のもと、糸満市議会（以下「議会」という。）及び糸満市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則を明らかにするとともに、その他議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその権能を発揮し、真に市民の負託に応え、市民生活の安定及び福祉の向上並びに市政の発展に寄与することを目的とする。

《解説》

本条例において「議会及び議員の活動原則」や「議会運営に関する基本的事項」などを明らかにし、その趣旨に基づいて活動を行い、それぞれの役割や責務を果たすことにより、市民福祉の向上と市政の発展を目指していくことを定めています。

(基本理念)

第2条 市政における唯一の議決機関である議会は、多様な市民の意思を市政に反映させるため広く情報を公開し、公平、公正かつ真摯な議論を通じて、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

《解説》

議会の役割と責務に関する基本的な考え方を定めています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民本位の立場から、議会本来の機能である政策決定並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務について監視及び評価を行うこと。
- (3) 市民の多様な意見を的確に把握し、政策立案、政策提言等の強化に努め、市政及び議会活動に反映させること。
- (4) 市民に分かりやすい視点、方法等で議会運営を行うこと。

≪解説≫

議会が議決機関としての役割を十分に認識し、その責務を果たすための活動原則を定めています。

議会は、公正で透明性のある議会、効率的で市民にわかりやすい議会運営の実現に向けて、議長交際費の使途の公表を初め、議会審議におけるタブレット機器等の活用など、議会運営の見直しを検討していきます。

(委員会)

第4条 委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）

は、議案等の審査並びにその部門に属する事務及び市政の課題に関する調査を適切かつ迅速に行い、その権能を十分に発揮するものとする。

2 委員は、委員間における討議等を通じて、その部門に属する市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。

3 議会に、議会運営委員会及び次に掲げる常任委員会を設置する。

(1) 総務委員会

(2) 民生委員会

(3) 経済建設委員会

4 特別委員会は、必要に応じて議会の議決により設置する。

5 前2項の規定に基づく委員会の運営等については、糸満市議会委員会条例（平成10年糸満市条例第1号）で定める。

≪解説≫

委員会は、本会議から付託された議案等の審査を初め、その所管する事務や市政の課題に関する調査を適切かつ迅速に行うとともに、委員間における討議を通して、市長の事務執行に対する監視や政策提言等を積極的に行うことを定めています。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、議会を構成する一員として、市民全体の奉仕者かつ代表者であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 議会が言論の府であり、合議制の機関であることを認識し、議員間相互の自由な論議を重んじること。

(2) 市政の課題全般について市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、積極的な調査研究活動を通じて市民全体の福祉の向上に努めること。

(3) 継続的な活動及び研鑽を通じて自己の資質向上に努めること。

《解説》

議員が、一部の地域や団体の代表にとどまらず、市民全体の奉仕者かつ代表者であることを自覚し、その役割と責務を果たすための活動原則を定めています。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うに当たり、政策を中心とした同一の理念を有する2人以上の議員をもって会派を結成することができる。

2 会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

《解説》

議員は、議会活動を行うに当たり2人以上で会派の結成ができることを定めています。また、会派は議会運営や政策立案・提言等を円滑に行う趣旨から、会派間で調整を行い合意形成に努めることとしています。

第3章 市民と議会の関係

(会議の公開と市民参画機会の確保)

第7条 議会は、本会議のほか、全ての会議を原則として公開するものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を議会活動に反映することができるよう、市民が議会活動に参画する機会の確保を図るものとする。

《解説》

議会は、市民に開かれた議会の実現に向け、本会議のほか、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、各派代表者会議など、すべての会議を原則公開とすることを定めています（ただし、傍聴規則に反する場合や会議室の収容人数の関係で制限する場合があります）。また、市民との意見交換会の開催や議案及び陳情審査における参考人制度の活用など、市民の議会活動への参画機会の確保を図ることとしています。

(説明責任)

第8条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議会としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

2 議会は、議案に対する議員の賛否を公表するものとする。

《解説》

議会は、市の意思決定を行う議決の責任を十分に認識し、その決定については市民に対して説明する責務を有することなどを定めています。

(議会報告及び市民との意見交換会)

第9条 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、市政全般に関する課題等について意見交換を行うため、市民との意見交換会を少なくとも年1回は開催するものとする。

2 前項の市民との意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。

《解説》

議会は、市民との意見交換会を通して、市民に対し議決結果の説明責任を果たすため、議会で行われた議案の審議経過やその結果を報告するとともに、市民の声を政策に反映させるために意見の把握に努めることを定めています。

(請願及び陳情)

第10条 議会は、請願又は陳情を市民等による政策提案と位置づけ、その審議等において、請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

2 議会は、請願者又は陳情者に対し、審議結果等の情報提供を図るものとする。

《解説》

議会は、請願及び陳情を市民による政策提案として位置付け、その審査においては参考人制度（地方自治法第115条の2第2項）等を活用し、請願者及び陳情者の意見を聴く機会を設けるよう努めるとともに、請願者及び陳情者に対しては、審議結果等の情報の提供を行うことを定めています。

(広報広聴の充実)

第11条 議会は、市政及び議会に関する情報を市民に提供するとともに、市民の意見、要望等に係る内容及び対応について積極的に公表するものとする。

2 議会は、多様な広報手段を活用して、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報広聴活動の充実を図るものとする。

《解説》

第8条「説明責任」と連動し、多様な広報手段を活用して、市民へ積極的に市政・議会情報等を提供するよう定めています。議会は、より多くの市民が議会を視聴できる環境を整備するため、平成29年9月定例会より本会議のインターネット中継（ライブ・録画）を行っており、今後もさらなる広報広聴の充実に向けて、議員で構成する広報広聴委員会を設置し、市民との意見交換会の開催や広報紙（議会だより）の充実などに取り組みます。

第4章 議会と市長等との関係

（市長等との関係）

第12条 議会は、二元代表制のもと、市長等と対等で緊張感のある関係を保持し、多様な観点から事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市長等とともに、市政の発展に努めなければならない。

《解説》

議会は、日本国憲法に基づく二元代表制の趣旨を踏まえ、市長等の事務執行を監視する役割をもった機関であることを常に認識し、対等で緊張感のある関係を保持しながら、議決機関としての役割を果たしていくことを定めています。

（政策等の監視及び評価）

第13条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）の審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長等に対し、次に掲げる事項に関し必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景、目的及び効果
- (2) 総合計画との整合性
- (3) 関係法令、条例等
- (4) 財源措置及び将来にわたる費用

2 議会は、前項の政策等を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及

び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえるよう努めるものとする。

《解説》

議会は、市長等の提案した政策等の審議に当たって、その論点を明確にして十分な審議が行えるよう（１）から（４）の情報を明らかにするよう市長等に対し求めるとともに、審議を行うに当たっての議会の姿勢について定めています。

（予算及び決算における政策説明資料の作成）

第14条 議会は、市長が提出する予算案及び決算の審議に当たっては、市長に対し、前条第1項の規定に準じて、施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料を作成するよう求めるものとする。

《解説》

議会は、重要な審議事項である予算及び決算について、その審議を深めるために、前条の規定に基づき、市長に対して、分かりやすい説明資料の提出を求めることを定めています。

（議決事件の追加）

第15条 議会は、議決機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、特に重要な計画等については議決事件として追加することができる。

《解説》

従来、議決事件として扱われていない重要な計画等については、地方自治法の規定に基づいて、議決事件の追加を行うことを定めています。

（一問一答方式及び反問権）

第16条 議会の会議における質疑及び質問は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

2 議長から本会議に出席を要請された市長その他の者は、議長の許可を得て、議

員の質問に対して反問することができる。

《解説》

本会議における質疑や一般質問は、その論点や争点を明確にするために一問一答方式で行うとともに、議長から本会議への出席を要請された市長等は、議員の質問に対し反問することができることを定めております。

第5章 議員間討議による合意形成

(議員間の討議による合意形成)

第17条 議会は、言論の府であることを認識し、議員相互間の自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案等を審議し結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間において議論を尽くすよう努めるものとする。

《解説》

議会は、市民に対しての議決結果の説明責任を果たすため、その審議においては議員同士で論点及び問題点を明らかにしていくための自由な討議を行い、合意形成に向けて議論を尽くすことを定めています。

(政策討議)

第18条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、認識の共有及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討議の場を設けるものとする。

《解説》

議会は、市政の重要な政策や課題について、議員間で認識の共有や合意形成を図り、もって市長への政策提言等を推進するために、議員間で政策討議を行う場を設けることを定めています。議会は、議員で構成する政策討論会を設置し、議員間における政策討議に努め、市民の多様な意見を政策に反映させるよう取り組んでまいります。

第6章 緊急事態への対応

(緊急事態における議会の体制整備)

第19条 議会は、大規模災害等の緊急の事態（以下「緊急事態」という。）における議会としての体制の整備を図るとともに緊急事態が発生したときは、必要に

応じて、市長等との協議、調整等を行うための会議を開催することができる。

2 緊急事態における議会の体制整備に関し必要な事項は、別に定める。

《解説》

いつ発生するか分からない地震、大雨、洪水、暴風、火災等の大規模災害に備え、議会における災害対応マニュアルの整備など、議会としての体制整備を図ることについて定めています。また、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、必要に応じ、協議、調整等を行うための会議を開催できる旨を定めています。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(調査研究機関の設置)

第20条 議会は、市政の課題に関する調査研究のため必要があると認めるときは、議決により、専門的知見を有する者等で構成する調査研究機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関の構成員に議員を加えることができる。

《解説》

地方自治法第100条の2の規定に基づいて、調査機関を設置することを定めています。

(議員研修)

第21条 議会は、政策提言及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修を実施することができる。

2 議会は、前項の議員研修に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催することができる。

《解説》

議会は、政策提言・政策立案の能力向上のために、議員研修を充実強化することを定めています。

(議会事務局)

第22条 議会は、議会の政策立案能力の向上及び監視・評価機能の強化を図るた

め、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めなければならない。

- 2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとする。この場合において、市長は、議会事務局の職員人事に関して、あらかじめ議長と協議するものとする。

《解説》

議会がその機能を十分に発揮するためには、議会の構成員である議員をサポートする議会事務局の体制整備や機能強化が必要とされることから、その体制強化に努めることを定めています。また、議会として政策立案や政策提言等のさらなる充実が求められていることを踏まえ、政策、法務、財務などの専門知識を有する職員の配置など、議長は、議会事務局の職員人事に当たっては事前に市長と協議することを定めています。

(議会図書室)

- 第23条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営するとともに、図書及び資料等の充実に努めるものとする。

《解説》

議会図書室は、議員の調査研究に資するため、地方自治法第100条第19項で設置が義務付けられており、政府及び都道府県から送付された官報、公報及び刊行物を保管する場所でもあります。同条では、より効果的に議員の調査研究活動を支援するため、議会図書室を適正に管理し、図書や資料等の充実に努めることを定めています。

(予算の確保)

- 第24条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ、政務調査機能の充実に努めるため、市長に対し、必要な予算の確保を求めるものとする。

《解説》

議会は、二元代表制の趣旨に基づき、市長等の事務執行の監視や政策提言等の役割を果たしていくため、市長に対しその必要な予算の確保を求めていくことを定めています。

第8章 議員の政治倫理等

(議員の政治倫理)

第25条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを常に自覚し、良心及び責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養わなければならない。

《解説》

議員は、選挙で選ばれた市民全体の代表者として、良心と責任感を持って、品位の保持や識見の養成に努めることを定めています。

(議員定数)

第26条 議員定数は、糸満市議会の議員の定数を定める条例（平成14年糸満市条例第45号）で定める。

2 議員定数の基準は、市の人口、面積、財政力及び類似する他市の議員定数と比較検討するとともに、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分考慮し、決定するものとする。

《解説》

議会の議員定数は、地方自治法第91条第1項により市の条例で定めるとされており、本市議会は「21人」と定められています。同条では、議員定数を決定する際に考慮すべき事項について定めています。

(議員報酬)

第27条 議員報酬は、糸満市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年5月糸満市条例第43号）で定める。

2 議員報酬は、糸満市特別職報酬等審議会の意見のほか、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。

《解説》

議員報酬の額は、地方自治法第203条第4項により市の条例で定めるとされており、議員報酬額や支給方法等については「糸満市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」において定められています。同条では、

議員報酬を決定する際に考慮すべき事項について定めています。

(政務活動費)

第28条 会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう市政に関する調査研究を積極的に行わなければならない。

2 会派及び議員は、政務活動費の適正な執行を図るとともに、市民に対して使途の説明責任を果たすために、収支報告書を公表するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、政務活動費に関しては、糸満市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年糸満市条例第7号）で定める。

《解説》

政務活動費とは、地方自治法第100条第14項に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として会派又は議員に交付される費用のことを言います。同条では、議会が議員の政務活動費について、市政に関する調査や政策提言等のために有効に活用するとともに、適正な執行を図り、その使途についても市民への説明責任を果たすため、収支報告書を公表することを定めています。政務活動費の交付額や充当経費の範囲などについては「糸満市政務活動費の交付に関する条例」で定められています。

第9章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第29条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する条例、規則等の制定を行うときは、この条例の趣旨を踏まえ整合を図るものとする。

2 議会は、議員にこの条例の理念と趣旨を浸透させるため、改選後においては速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

《解説》

議会は、この条例が本市議会における最高規範であることを認識し、議会に関する条例等はこの条例の趣旨に反することがないように整合を図っていくとともに、改選後においては、議員に対し本条例の理念と趣旨を浸透させるため、議員研修を行うことを定めています。改選後の議員研修については、議会改革に関する調査特別委員会が主体となって行います。

(見直し手続)

第30条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを必要に応じて検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、この条例及び議会に関する条例、規則等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

《解説》

条例制定後も、その目的が達成されているかどうか必要に応じて検証し、条例・規則等を改正する必要がある場合は、適切な措置を講じていくことを定めています。本条例の検証等については、議会改革に関する調査特別委員会が主体となって行います。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。